

令和5年度第1回環境やまぐち推進会議

(書面決議)

資 料

【議案】

第1号 会長及び副会長の選任について (案)

第2号 環境やまぐち推進会議設置要綱の一部改正について (案)

環境やまぐち推進会議 会長及び副会長の選任について（案）

1 概要

環境やまぐち推進会議設置要綱第6条第4項の規定により、会長及び副会長の任期は2年とされており、同第1項に委員の互選により選出すると定められています。

この度、会長の任期が満了となるため、次期会長及び副会長を選任するものです。

2 選任案

会 長	藤家 幸子 委員（山口県連合婦人会 会長）
副 会 長	久保田 啓子 委員（やまぐち自然共生ネットワーク 会長）

3 任 期

令和5年6月1日から令和7年5月31日まで

【参 考（環境やまぐち推進会議設置要綱抜粋）】

（会長、副会長）

第6条 会議に会長1名、副会長1名を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

4 会長及び副会長の任期は、2年とする。ただし、再任されることができる。

環境やまぐち推進会議設置要綱の改正について（案）

1 改正の趣旨

会長及び副会長の任期について、委員の異動等により変更となった場合の任期を明確にするるとともに、山口県地球温暖化対策実行計画（第2次計画）の改定等に伴う所要の改正を行うものです。

2 改正内容

- ・第2条において、「低炭素社会」を「脱炭素社会」に修正
- ・第6条において、会長又は副会長が任期の途中において変更となった場合、後任の任期は、前任者の残任期間とすることを明記
- ・別表において、団体等の名称を修正

環境やまぐち推進会議設置要綱 (改正案)

(名称)

第1条 この会議は、環境やまぐち推進会議（以下「会議」という。）という。

(目的)

第2条 会議は、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築をめざして、県民、事業者、行政等が相互に連携し、**脱炭素社会**や循環型社会の形成、自然との共生などの実践活動及び普及啓発活動を積極的に推進することを目的とする。

なお、会議は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第40条の規定による「山口県地球温暖化対策地域協議会」として位置づける。

(所掌事項)

第3条 会議は、前条の目的に沿い、地球温暖化対策、省資源・省エネルギーの推進、大気・水質の保全、廃棄物の減量化・再生利用の促進、自然との共生等（以下「環境保全活動等」という。）に関し、次の事項について協議し、参加団体による実践活動等の推進を図る。

- (1) 環境保全活動等の実践活動に関すること
- (2) 情報交換及び情報提供に関すること
- (3) 普及啓発に関すること
- (4) その他本会議の目的を達成するために必要な事項に関すること

(組織)

第4条 会議は、別表に掲げる団体（以下「構成団体」という。）をもって構成する。

(委員)

第5条 会議の委員は、構成団体から選出された者を持って充てる。

(会長、副会長)

第6条 会議に会長1名、副会長1名を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 4 会長及び副会長の任期は2年とし、再任を妨げない。なお、会長及び副会長が欠けた場における新たに選任された会長及び副会長の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 会議は、必要に応じ会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 委員は、会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 会議の事務は、山口県環境生活部環境政策課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年3月15日から施行する。
- 2 平成18年度に委嘱を受けた委員、会長及び副会長の任期については、第4条第2項及び第5条第4項の規定に関わらず、平成21年3月31日までとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年8月8日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年7月25日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年10月30日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年12月22日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年6月12日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年11月19日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年5月27日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年12月20日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年 月 日から施行する。

別表

「環境やまぐち推進会議」構成団体名簿

番号	団体等の名称
1	山口県地域消費者団体連絡協議会
2	山口県消費者団体連絡協議会
3	山口県生活学校・生活会議推進協議会
4	山口県生活改善実行グループ連絡協議会
5	山口県連合婦人会
6	(公社) 日本青年会議所中国地区山口ブロック協議会
7	(公社) 山口県快適環境づくり連合会
8	山口県自然観察指導員協議会
9	やまぐち自然共生ネットワーク
10	地球温暖化防止活動推進員代表
11	山口県経営者協会
12	山口経済同友会
13	山口県商工会議所連合会
14	山口県商工会連合会
15	山口県中小企業団体中央会
16	山口県農業協同組合中央会
17	山口県漁業協同組合
18	山口県森林組合連合会
19	(公社) 山口県バス協会
20	(一社) 山口県トラック協会
21	錦川流域ネット交流会
22	棚田清流の会
23	(一社) 山口県周南清港会
24	(一社) 山口県産業廃棄物協会
25	(一財) 下関21世紀協会 (下関景観協議会)
26	長府扇町安全協議会
27	山口県海岸漂着物対策推進協議会
28	やまぐち省エネ・エコポイント協議会
29	UBE三菱セメント株式会社 (やまぐちエコ市場)
30	東ソー (株) (やまぐちエコ市場)
31	(株) トクヤマ (やまぐちエコ市場)
32	中国電力 (株)
33	山口合同ガス (株)
34	(株) 西京銀行
35	(株) 山口銀行
36	日本放送協会山口放送局
37	テレビ山口 (株)

38	山口朝日放送（株）
39	山口放送（株）
40	（株）エフエム山口
41	山口大学大学院創成科学研究科
42	山口大学工学部
43	山口大学大学院技術経営研究科（気候変動対策部会）
44	山口東京理科大学工学部
45	山口県エコキャンパス取組促進協議会
46	県立南陽工業高等学校（やまぐちエコリーダースクール）
47	長門市立仙崎中学校（やまぐちエコリーダースクール）
48	山口市立白石小学校（やまぐちエコリーダースクール）
49	宇部市地球温暖化対策ネットワーク
50	山口市地球温暖化対策地域協議会
51	萩市快適環境づくり推進協議会
52	防府市地球温暖化対策地域協議会
53	下松市地球温暖化対策地域協議会
54	岩国市地球温暖化対策地域協議会
55	光市地球温暖化対策地域協議会
56	長門市快適環境づくり推進協議会
57	柳井市地球温暖化対策地域協議会
58	美祢市快適環境づくり推進協議会
59	周南市温暖化対策地域協議会
60	山陽小野田市地球温暖化対策地域協議会
61	周防大島町快適環境づくり推進協議会
62	和木町快適環境まちづくり町民会議
63	上関町快適環境づくり推進協議会
64	田布施町快適環境づくり推進協議会
65	平生町快適環境づくり推進協議会
66	阿武町地球温暖化対策地域協議会
67	（公財）山口県ひとつづくり財団県民学習部 環境学習推進センター
68	県地球温暖化防止活動推進センター
69	山口県気候変動適応センター
70	在山官公衛連絡会常任幹事山口行政監視行政相談センター
71	下関市環境部環境政策課（下関市地球温暖化対策実行計画推進協議会）
72	宇部市市民環境部環境政策課
73	山口市環境部環境政策課
74	萩市市民生活部環境衛生課
75	防府市生活環境部 くらし環境課
76	下松市生活環境部環境推進課
77	岩国市環境部 環境政策課
78	光市 環境市民部 環境政策課

79	長門市市民生活部生活環境課
80	柳井市市民部市民生活課
81	美祢市市民福祉部生活環境課
82	周南市環境生活部環境政策課
83	山陽小野田市市民部環境課
84	周防大島町産業建設環境部生活衛生課
85	和木町住民サービス課
86	上関町住民課
87	田布施町町民福祉課
88	平生町環境政策室
89	阿武町健康福祉課
90	山口県環境生活部環境政策課
91	山口県環境生活部廃棄物・リサイクル対策課
92	山口県環境生活部自然保護課
93	山口県産業労働部産業政策課
94	山口県観光スポーツ文化部交通政策課
95	山口県農林水産部農林水産政策課
96	山口県教育庁高校教育課

新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改正案	現行
<p style="text-align: center;">環境やまぐち推進会議設置要綱</p> <p>(略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 会議は、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築をめざして、県民、事業者、行政等が相互に連携し、<u>脱炭素社会</u>や循環型社会の形成、自然との共生などの実践活動及び普及啓発活動を積極的に推進することを目的とする。</p> <p>なお、会議は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第40条の規定による「山口県地球温暖化対策地域協議会」として位置づける。</p> <p>(略)</p> <p>(会長、副会長)</p> <p>第6条 会議に会長1名、副会長1名を置き、委員の互選により選出する。</p> <p>2 会長は、会務を総理する。</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。</p> <p>4 会長及び副会長の任期は2年とし、再任を妨げない。<u>なお、会長及び副会長が欠けた場における新たに選任された会長及び副会長の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>(略)</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、令和3年12月20日から施行する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>1 この要綱は、令和5年 月 日から施行する。</u></p>	<p style="text-align: center;">環境やまぐち推進会議設置要綱</p> <p>(略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 会議は、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築をめざして、県民、事業者、行政等が相互に連携し、<u>低炭素社会</u>や循環型社会の形成、自然との共生などの実践活動及び普及啓発活動を積極的に推進することを目的とする。</p> <p>なお、会議は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第40条の規定による「山口県地球温暖化対策地域協議会」として位置づける。</p> <p>(略)</p> <p>(会長、副会長)</p> <p>第6条 会議に会長1名、副会長1名を置き、委員の互選により選出する。</p> <p>2 会長は、会務を総理する。</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。</p> <p>4 会長及び副会長の任期は、<u>2年とする。ただし、再任されることができ</u><u>る。</u></p> <p>(略)</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、令和3年12月20日から施行する。</p>

別表 「環境やまぐち推進会議」構成団体名簿		別表 「環境やまぐち推進会議」構成団体名簿	
番号	団体等の名称	番号	団体等の名称
75	防府市生活環境部 <u>くらし環境課</u>	75	防府市生活環境部 <u>生活安全課</u>
77	岩国市環境部 <u>環境政策課</u>	77	岩国市環境部 <u>環境保全課</u>
78	光市 <u>環境市民部</u> 環境政策課	78	光市 <u>環境部</u> 環境政策課
93	山口県 <u>産業労働部</u> 産業政策課	93	山口県 <u>商工労働部</u> 商政課